

新庄市病児保育事業 利用料助成制度のご案内

病児保育施設を利用する児童の保護者に対し、その利用料の一部を助成することにより経済的負担を軽減し、子育てと就労の両立を支援します。

■対象

1. 利用時に市内に住所があること
2. 当該利用料について幼児教育無償化の対象になっていないこと

■対象施設

「オープンハウスこんぺいとう」 新庄市住吉町 1-12

■交付金額

利用料日額2,500円の半額を助成します

■申請期間

下記の施設利用期間ごとに提出してください。

施設利用期間	申請期間
4月1日から9月30日まで	10月5日から10月20日まで
10月1日から3月31日まで	4月5日から4月20日まで

■申請方法

対象となる方へ、別添の①交付申請書兼請求書を郵送いたします。届きましたら記載内容についてご確認いただき、空欄の申請者部分(+押印)と振込用口座部分に必要な事項を記載してください。同封した返信用封筒にて下記の①～③を申請期間中に返送してください。

事情により期間中に返送できない場合は、【申請及び問い合わせ先】へご連絡ください。

■申請等に必要なもの

- ①交付申請書兼請求書
- ②次のア、イのうちいずれかの書類
 - ア. 領収書(利用児童、利用施設、利用日、利用料の確認できるもの)のコピー
 - イ. 施設利用料受領証明書(領収書を紛失した場合に施設より発行してもらってください)
- ③通帳(振込口座のわかるもの)のコピー

■交付までの流れ

申請書類等の確認後、交付決定について通知した後に、交付申請書兼請求書に記載されている口座へお支払いいたします。

【申請及び問い合わせ先】

新庄市役所子育て推進課保育推進係 TEL 0233-29-5812